

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成24年12月4日

摂津市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1. 会議日時

平成24年12月4日(火) 午前10時 開会
午前10時37分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 森西 正	副委員長 村上英明	委員 大澤千恵子
委員 上村高義	委員 山崎雅数	委員 嶋野浩一朗
委員 原田 平		
議長 木村勝彦	副議長 南野直司	

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 小野吉孝 総務部長 有山 泉

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局局次長 藤井智哉 同局総括参与 野杵雄三
同局総括主査 湯原正治 同局書記 寺前和恵 同局書記 田村信也

1. 案件

- ・平成24年第4回定例会審議日程及び議事日程について
- ・認定第1号 平成23年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- ・摂津市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部改正について

(午前10時 開会)

○森西正委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

副市長。

○小野副市長 おはようございます。

議会運営委員会を開催いただきましてありがとうございます。

来る12月6日から開催予定の第4回定例会におきまして、報告案件1件、予算案件6件、条例案件5件、人事案件1件、その他案件1件の計14件の議案案件を予定いたしております。案件につきましては総務部長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○森西正委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は大澤委員を指名します。

それでは、第4回定例会の提出議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○有山総務部長 それでは、平成24年第4回摂津市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、報告第10号は平成24年度摂津市一般会計補正予算第3号専決処分報告の件であります。衆議院が平成24年11月16日に解散したことに伴い、衆議院議員総選挙事務事業に係る経費を補正予算として11月16日に専決処分したので報告をするものです。

主な内容は、歳入では国庫支出金で、衆議院議員総選挙委託金3,724万3,000円を計上し、歳出では衆議院議員総選挙事務を執行するものです。

議案第54号から議案第59号までは各会計の補正予算でございます。

まず、議案第54号、平成24年度摂津市一般会計補正予算第4号でございま

すが、既定の予算額に補正額4,789万7,000円を減額し、補正後予算額を335億3,133万5,000円とするものでございます。

主な内容は、歳入では府支出金で大阪府安心こども基金特別対策事業補助金など5,053万8,000円を増額し、市債で民間保育所施設整備補助事業債3,350万円を減額しております。その他の歳入としましては分担金及び負担金、国庫支出金、諸収入を計上しております。

また、繰入金の財政調整基金で補正財源の調整を行っております。

歳出の主なものは人件費で、採用と退職の差、会計間異動に伴う金額を補正減額いたすもののほか、国民健康保険特別会計繰出金、公共下水道特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金などの減額補正のほか、被災地への義援金、市たばこ税大阪府交付金の追加交付や法定予防接種委託料など、緊急を要する事業の補正を行うものです。民間保育所施設整備補助事業で繰越明許の設定をさせていただいております。

また、長期継続契約を予定いたしております建物等総合管理事業、電気保安業務委託事業、健康管理システム事業、受電設備点検委託事業、交通指導業務委託事業の債務負担行為の補正を追加しております。

また、民間保育所施設整備補助事業で、地方債の補正で限度額の変更をさせていただいております。

議案第55号、平成24年度摂津市水道事業会計補正予算第1号でございすが、収益的支出において規定の予算額に895万6,000円を減額し、補正後額20億527万1,000円といたすものであります。

また、資本的支出9,000円を増額

し、補正後額7億8,302万7,000円とするものです。その内容は人件費で退職のあったこと、会計間異動に伴う金額を補正いたしております。

議案第56号、平成24年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算第3号でございますが、既定の予算額に238万5,000円を増額し、補正後予算額を109億4,223万4,000円とするものでございます。

主な内容は、歳入では国保財政基盤安定化支援事業に一般会計からの繰入金ルール分を減額しております。歳出では後期高齢者支援金の増額、繰上充用金の補填金の減額などとなっております。

また、人事異動に伴います差額、会計間異動に伴う金額を補正いたしております。

議案第57号、平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算第1号でございますが、既定の予算額に969万2,000円を減額し、補正後予算額を56億7,718万4,000円とするものでございます。

主な内容は、歳入では一般会計からの繰入金を、歳出では人事異動に伴います差額、会計間異動に伴う金額をそれぞれ補正減額いたしております。

議案第58号、平成24年度摂津市介護保険特別会計補正予算第2号でございますが、既定の予算額に506万8,000円を減額し、補正後予算額を41億9,418万円とするものでございます。

主な内容は、歳入では一般会計からの繰入金を、歳出では人事異動に伴います差額、会計間異動等に伴う金額をそれぞれ補正減額いたしております。

議案第59号、平成24年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号でございますが、既定の予算額に補正額4

万2,000円を追加し、補正後予算額を7億4,904万6,000円とするものでございます。

主な内容は、歳入では一般会計繰入金を増額しております。歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の増額補正をいたしております。

次に、議案第60号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件でございますが、平成24年12月19日付で任期満了となります石田洋子氏にかわり、岩田敏江氏を委員に任命いたしたく、地方税法423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

議案第61号、淀川右岸水防事務組合同規約の一部を変更する規約制定の件でございますが、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する法律の施行に伴い、水防法の一部が改正され、洪水または高潮に加え、津波に際しても安全を保持することとされたので、既定の整備を図るとともに、文言の整備を行います。

また、規約別表第1、水防区域表の表記を現在の住居表示の呼称に変更するものです。

議案第62号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、摂津市税条例の一部を改正するものでございます。

その主な内容でございますが、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税特例の見直しと適用期限の延長に伴う条文の修正でございます。

次に、退職所得の分離課税に係る所得割の控除措置廃止を行うものです。平成25年1月1日から施行いたします。

議案第63号、摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件ですが、第一

次地域主権一括法による公営住宅法の改正に伴い、市営住宅の整備基準を定めるため所要の改正を行うものです。

国土交通省令で定めていた公営住宅整備基準を摂津市営住宅条例に規定するもので、平成25年4月1日から施行いたします。

議案第64号、摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件ですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めるため、所要の改正を行うもので、平成25年4月1日から施行いたします。

議案第65号、摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件ですが、第二次地域主権一括法による下水道法の改正に伴い、公共下水道の技術上の構造の参酌基準を定める所要の改正を行うもので、下水道法施行令で定めていた公共下水道の技術上の構造の参酌基準を摂津市下水道条例に規定するもので、平成25年4月1日から施行いたします。

議案第66号、摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件ですが、消防団の退団者を機能別団員として任用する機能別OB団員制度を導入するに当たり、機能別団員の条例定数の改正を行うもので、平成25年4月1日から施行いたします。

以上、平成24年第4回摂津市議会定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○森西正委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 質問がないようですので、理事者の皆さんは退席いただいて結

構です。

暫時休憩します。

(午前10時11分 休憩)

(午前10時12分 再開)

○森西正委員長 再開します。

それでは、認定第1号、平成23年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件、所管分について審査を行います。

補足説明を求めます。

藤井局次長

○藤井事務局次長 おはようございます。

それでは、平成23年度の摂津市一般会計歳入歳出決算の内、議会費に係ります部分について決算書に基づきまして説明をさせていただきます。

なお、決算概要の44ページから45ページに議会事務局の予算執行状況を掲載しております。

まず、歳入につきましてですが、一般会計歳入歳出決算の60ページの款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入は議会事務局分として私用電話使用料と各会派等の電子複写機使用料でございます。

次に、歳出につきましては68ページから71ページの議会費で、予算現額3億8,583万6,000円に対しまして、支出済み額は3億8,040万6,191円で、執行率は98.6%となっております。その内、主なものといたしまして、議員報酬、期末手当、共済関係の負担金、それ以外に議会運営に伴いましての会議録や委員会記録、議会だよりの作成に要する経費、議長会関係の旅費、また全国市議会議長会、近畿市議会議長会等の負担金及び会派に交付されております政務調査費、あとは議長公務にかかります経費や議会事務に関する経費を執行したものでございます。その中で68ページの款1、議会費、項1、議会費、目1、議会費、節4、共済費の内、議員

共済給付費負担金は地方議会議員年金制度が平成23年6月1日をもって廃止されたことに伴う総務省から示された算定方法に基づく負担金でございます。これまでの給付費負担金は本市の場合、標準報酬月額を54万円と定められ、この標準報酬月額に16.5%の公的負担金を掛け、1年分として12と議員定数の22を掛け合わせて算出しておりましたが、この公的負担金率が16.5%から88.5%に変更増額されたものであります。

その下、議員共済事務費負担金は市議会議員共済会に支払う負担金で、議員1人当たり年額1万3,000円の議員数22人分でございます。

節8、報償費は平成23年6月27日から3日間、バンダバーグ市訪問団の来摂に伴う記念品代でございます。

節9、旅費は主に全国市議会議長会総会及び全国高速自動車道市議会協議会定期総会における議長並びに随行職員の旅費と北摂市議会議長会管外視察における議長、副議長並びに随行職員の旅費、そして平成23年度は北摂市議会議長会管外視察の当番市を務めたことに伴う担当職員の2名の旅費等でございます。

節11、需用費における印刷製本費は年4回の議会だよりの発行に係る経費でございます。修繕料は301会議室のワイヤレスマイク2本の修理にかかった費用でございます。

節12、役務費、通信運搬費は議会事務局の所有します携帯電話通話料で、手数料は主に正副議長室のセンタークロス等のクリーニング代等でございます。

また、筆耕翻訳料は本会議での速記、そして各委員会、協議会等における音声反訳料でございます。

その下、節13、委託料、データ更新委託料は市議会ホームページや庁内L A

Nから閲覧できます定例会や各委員会の会議録検索システムのデータ更新に係るものでございます。

また、職員派遣委託料は正副議長の秘書業務の派遣職員2名にかかわるものでございます。

節14、使用料及び賃借料で、有料道路通行料等は議長の大阪市内での行事参加中における議長車の駐車場使用料でございます。電子複写機レンタル料は議会事務局内コピー機でございます。パソコン借上料は議会だより発行等で使用しておりますOA機器一式の借り上げ期間5年の2年目に当たるものでございます。

節19、負担金、補助及び交付金の内、政務調査費は1会派に係る第1四半期の執行分でございます。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

○森西正委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 討論なしと認め、採決します。認定第1号所管分について認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって本件は認定すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時18分 休憩)

(午前10時21分 再開)

○森西正委員長 議会運営委員会を再開します。

それでは、第4回定例会の審議日程及び議事日程について事務局から説明をお願いします。

湯原総括主査。

○湯原事務局総括主査 それでは、第4回定例会の審議日程等の事務局案についてご説明申し上げます。

まず、会期は12月6日から12月21日までの16日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日の12月6日は閉会中の継続審査となっていました案件の委員長報告、採決、そして付託案件についての提案理由の説明、質疑、委員会付託並びに即決案件の審議でございます。

また、この日の午後5時15分が議会議案の届出締切でございます。

12月7日が建設及び民生常任委員会、11日が総務及び文教常任委員会でございます。

また、11日の正午が一般質問の届出締切でございます。

18日が議会運営委員会、20日は本会議で一般質問、21日の本会議では一般質問に続き、休会分の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。

また、この日の本会議終了後、開催いただく議会運営委員会は次の定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が審議日程案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程についてご説明申し上げます。

まず、12月6日につきましては、日程1が会期の決定。

日程2は、議案第60号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件でございます。先ほどの協議会での態度表明に基づき、備考欄に簡易採決と記載いたします。

日程3は、認定第1号から認定第8号までで、委員長報告を受けた後、討論、

採決でございます。この8件を採決グループごとにまとめるように順序を並びかえて備考欄に一括起立採決あるいは一括簡易採決と記載いたします。先ほどの協議会での態度表明に基づき整理しますと、認定第1号、認定第3号、認定第7号及び認定第8号は一括起立採決、認定第2号、認定第4号、認定第5号及び認定第6号は一括簡易採決となります。

日程4は、議案第54号など12件で、提案理由の説明を受けた後、所管の委員会に付託となります。

日程5は、報告第10号、平成24年度摂津市一般会計補正予算第3号専決処分報告の件で即決でございます。

12月20日は、一般質問でございます。

21日につきましては、日程1、一般質問の後、日程2が議案第54号など、委員会付託案件の12件で、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次のページ、議案付託表でございますが、各常任委員会で審査をお願いする案件でございます。

次の議案第54号の所管別分割表は平成24年度一般会計補正予算第4号について付託された委員会で審査いただく内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。
○森西正委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 異議がないようですので、それではそのように決定をいたします。

暫時休憩します。

(午前10時24分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○森西正委員長 再開します。

摂津市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部改正についてです。

本件につきましては、本年8月に改正されました地方自治法の一部改正に伴う例規の整備ということで、去る10月18日開催の本委員会でも地方自治法の一部改正の概要について説明がありました。その際、地方自治法の一部改正の施行日が2段階に分かれておりましたので、既に施行されている部分については先の第3回定例会で例規整備を行いました。施行日が定まっていなかった部分については施行日が明らかになった時点で整備を進めていくこととなっております。その施行分については政令で定めることとなっております。また正式には政令は出されておりませんが、平成25年3月1日から施行予定との情報提供が全国市議会議長会よりありましたので、その施行予定日に向けて例規の整備を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

湯原総括主査。

○湯原事務局総括主査 それでは、ご説明させていただきます。

まず資料の確認をさせていただきます。ただいま配付いたしました資料でございますが、資料1が摂津市議会委員会条例の新旧対照表、資料2が摂津市議会会議規則の新旧対照表、資料3が政務調査費と政務活動費の対象経費のイメージ図、資料4が摂津市議会政務調査費の交付に関する条例及び、次のページに規則を添付いたしております。資料5が地方自治法の一部改正に伴う市議会関係例規の整備イメージ、それと事前に配付させていただいております全国市議会議長会から

示されました政務活動費の交付に関する参考条例等検討会報告書でございます。

それでは、ご説明させていただきます。

今後、地方自治法の一部改正に伴いまして3つの例規を整備いたしたいと考えております。

まず、お手元に配付しました資料1、委員会条例新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

地方自治法の一部改正が行われまして、委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について法律に定めていた事項を条例に委任することとなりました。そのため、地方自治法で規定されておりました委員の選任方法や在任期間に関する規定が地方自治法から削られますので、この部分を中心に条例を整備いたしたいと考えております。

次に、資料2、会議規則新旧対照表をごらんください。

改正内容といたしましては、引用条項のずれに伴う整備をいたしたいと考えております。

次に、政務調査費にかかわる内容につきましてご説明申し上げます。

事前に配付いたしました資料、政務活動費の交付に関する参考条例等検討会報告書をごらんいただきたいと思っております。

その報告書の主な内容についてご説明申し上げます。

まず、この全国市議会議長会からの報告書の1ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、1番ですけれども、政務活動費制定の経緯の最後の段落に改正内容が記載されております。内容は、政務調査費の名称を政務活動費に、交付の目的を議会の議員の調査研究その他の活動に資するために改め、政務活動費を充てることのできる経費の範囲について条例で定めな

ければならないものとされたこと、議長は政務活動費についてはその使途の透明性の確保に努めるものとされたこととなっております。

なお、10月18日の本委員会で配付させていただきました総務大臣からの公布通知において以下のコメントが付記されておりましたので、あわせてご報告させていただきます。

「政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定める際には、住民の理解が十分得られるよう配慮するとともに政務活動費の使途の適正性を確保するためにその透明性を高めることなどにより、適切に運用されたいこと。」とのコメントが付記されておりました。

1ページの真ん中から2ページにわたって検討会設置の経緯、審議の経過が記載されております。

2ページの真ん中より下の部分、4、検討結果の概要につきましては、検討会で決定された政務活動費の交付に関する参考条例について記載されております。

①としまして、政務活動費を充てることができる経費の範囲について説明がなされております。

具体的な経費区分が6ページに示されておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

6ページでございますが、新たな経費区分として、項目の上から5番目に、要請・陳情活動費が設けられております。これは国会での議論において、「従来、調査研究活動と認められていなかったいわゆる議員としての補助金の要請あるいは陳情活動等のための旅費、交通費についても条例で対象とすることができる」との議論を踏まえ設けたものであるとのことでございます。

また、その下、会議費として、会派が

行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等、各種会議への参加に要する経費が新たに設けられております。

再度2ページをごらんいただきたいと思っております。

2ページの下段部分ですが、政務活動費を充てることができない活動として、議会の議員としての活動に含まれない政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としてのプライベートな活動のための経費などは条例によって対象とすることができないという国会での議論があった旨、記載されております。

なお、これは後ほどご確認いただきたいと存じますが、政務調査費と政務活動費の対象経費のイメージ図を資料の3として配付させていただいておりますので、これはまた後ほどご確認いただけたらと思っております。

報告書の3ページですが、3ページに移りまして真ん中よりやや上の部分ですが、②として、透明性の確保等について記載されております。

地方自治法の改正によりまして、政務活動費の使途の透明性の確保が議長に求められたこと、また衆参の総務委員会において使途の透明性の確保を求める附帯決議が可決されたことを踏まえ、透明性の確保に関する事項は条例に規定する事項とはされていないが、その趣旨をより明らかにするために必要に応じて議長が調査等を行うことができることとしたこと。また透明性の具体的な措置として領収書等の公開、ホームページにおける閲覧情報の掲載、政務活動費による活動結果の公表などが考えられると記載されております。

それでは、8ページをお開き願います。

8ページでございますが、これが全国議長会の検討会より示された参考条例で

ございます。あわせて本日配付させていただきました資料の4、現在の摂津市議会政務調査費の交付に関する条例及び規則もあわせてご参照願います。

この全国議長会から示されました参考条例と現在の摂津市議会の政務調査費の条例の主な変更点ですが、まず条例中、政務調査費という名称につきましては、政務活動費と変更されております。

また、第1条で規定しております趣旨の中で、「市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」と規定されていた部分が、「市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」と変更されております。

9ページの第5条では、このたびの自治法改正で条例で定めなければならないとされました「政務活動費を充てることができる経費の範囲」について規定されております。現在の摂津市の政務調査費の交付に関する条例では、第6条で規則で定める用途基準に従って使用すると規定しておりまして、その用途基準については規則で定めておりました。この部分については条例で定める必要がございます。

続きまして、参考条例の10ページの第10条で、透明性の確保に関する規定につきましても、このたびの自治法改正を受けまして新たに示された内容でございます。

以上、全国市議会市長会で設置されました検討会の報告書の内、主なものについて説明させていただきました。

これら3つの例規の整備に向けた今後のスケジュールでございますが、資料の5をごらんいただきたいと思います。

本日配付させていただきました資料の一番最終ページの資料の5ですが、事務局案といたしましては、本日説明させて

いただいた内容をまず会派へ持ち帰っていただきまして、次回の本委員会で各会派からご意見を賜りたいと考えております。

その後、法の施行予定日であります来年の3月1日までには議決いただきますようにご協議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○森西正委員長 ただいま大まかなスケジュールも含め、説明がありました。

今後の進め方につきましては、まずは一度、本日の内容を会派へ持ち帰っていただきまして、特に政務調査費に関しては全国議長会の検討会の報告内容を踏まえ、本市の政務調査費の条例につきまして会派でご協議いただきたいと思います。

次回、18日の本委員会で各会派からご意見をいただきたいと思います。

説明の内容や進め方について、何かご意見はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 ないようですので、これもちまして本委員会を閉会します。

(午前10時37分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 森 西 正

議会運営委員 大澤 千 恵 子